

# 給付抑制の意図が明らかになった今、 新要介護認定制度の続行は許されない

2009年4月3日

全日本民主医療機関連合会 会長 鈴木 篤

実施の凍結を求める声が広がる中、新要介護認定制度はごく部分的な手直しを加えただけで事实上「見切り発車」の形で4月からスタートしました。

私たちは、新認定制度は、認定調査・一次判定・二次判定をふくむ認定システム全体を「軽度判定化」を促進する制度設計に根本的に切り替えるものであり、利用者の介護と生活に深刻な困難をもたらすものであることを繰り返し指摘してきましたが、さらに、厚労省の内部資料によって、新認定制度の目的そのものが介護給付費の抑制にあることが明らかになったこと（4月2日・参院厚労委員会での小池晃議員質問）は重大です。

明らかにされた資料（「要介護認定平成21年度制度改正案」）によれば、第1に、「要介護1相当」の振り分けにおいて、要支援2と要介護1の割合を現状の「5対5」から「7対3」に変えることにより、支給限度額や介護報酬が低く抑えられた予防給付への移行を大幅に増やすこと、そのための一次判定ソフトを作成することが打ち出されています。この点では、すでに昨年の段階で、東京都北区などに対して要支援2を7割に増やすよう具体的に指導するなど、新認定制度を想定した対応がされていたことも明らかになっています。

第2に、二次判定（認定審査会）における重度変更率の高さを問題視した上で、第3にその対策として、「要介護1相当の振り分け」「運動機能の低下していない認知症の取り扱い」のコンピュータ処理化による認定審査会の裁量縮小、認定審査会資料（統計指標など）の削減が提案されています。総じて、新認定制度の主要な部分がこの内部資料にほぼ盛り込まれています。

さらに重大なのは、認定制度の見直しによる介護給付費削減の見込額が掲げられていることです。二次判定での「非該当」の重度変更率を10%減らすことで84億円縮減可能、「要介護認定の適正化」をふくむ「介護給付の適正化」で200億～300億円縮減可能など、具体的な数値があげられています。このことは、認定制度の一連の見直し＝新認定制度が介護給付費の抑制を目標として具体化され、実施に移されたことを明確に示すものです。

厚労省は昨年8月に開催された検討会において、「給付抑制のツールにならないのか」との委員の質問に対し、「我々の意図として、全くそういうことはあり得ない」（鈴木老健課長、8月8日第5回要介護認定調査検討会議事録）と明言していました。にもかかわらず、水面下で給付費抑制を前提とした検討が進められていたことに大きな怒りを覚えざるを得ません。給付抑制とはならないという論拠が崩れた今、新認定制度をこのまま続行することは許されません。

新認定制度は即刻実施を中止し、さしあたり従来の方式に戻すこと、同時に、改めて認定制度全般に対する総合的な検証を行い、「実際の状態と認定結果との乖離」という介護保険制度スタート以来深刻化している矛盾の解決に向けた制度の抜本的な見直しを実施することを強く求めるものです。

以上